



ぶるペー



携帯電話用



スマートフォン用

国民健康保険 特集号

国民健康保険税の 税率などを改定

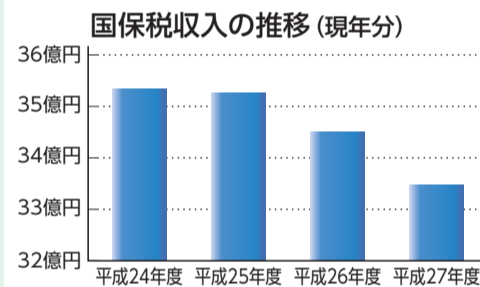
納税通知書を
7月8日(金)
発送予定



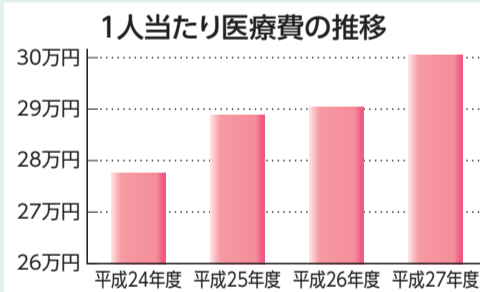
国民健康保険（国保）は、加入者の皆さんに納めていただく国民健康保険税（国保税）をはじめ、国などの公費負担などを収入源としています。またこれに加え、市の一般会計から多額の仕送りを受けて国保財政を維持しています。

今後、歳入面では国保税収入は減少し、歳出面では1人当たりの医療給付費は増加が見込まれることなどから、国保税の税率を改定することになりました。持続可能な医療保険制度を維持するための改定ですので、ご理解をお願いします。

国保税率改定の背景



国保加入者数の減少を受け、国保税収入は減少しています。



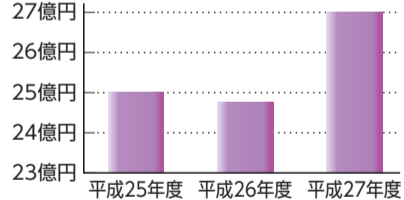
加入者の高齢化や医療の高度化などの要因により1人当たりの医療費は増加しています。



一般会計からの仕送り(繰入金)

国保は、ほかの健康保険に比べ、収入が少ない方や高齢の方が多く、国保財政は構造的な課題を抱えています。そのため、国保に加入していない方も含めた市民の皆さんから仕送りをしてもらい運営しています。

一般会計からの繰入金の推移



税率と課税方式の改定内容

税率と課税限度額を下表のとおり改定しました。

税率と課税限度額の改定一覧

		平成28年度	平成27年度
医療保険分	所得割額	5.35%	4.78%
	資産割額	廃止	3.20%
	均等割額	22,500円	19,500円
	平等割額	廃止	1,800円
	課税限度額	52万円	51万円
後期高齢者支援金分	所得割額	1.85%	1.67%
	均等割額	10,900円	9,800円
	課税限度額	17万円	16万円
介護保険分(40~64歳の方)	所得割額	1.27%	1.20%
	均等割額	15,600円	14,900円
	課税限度額	16万円	14万円

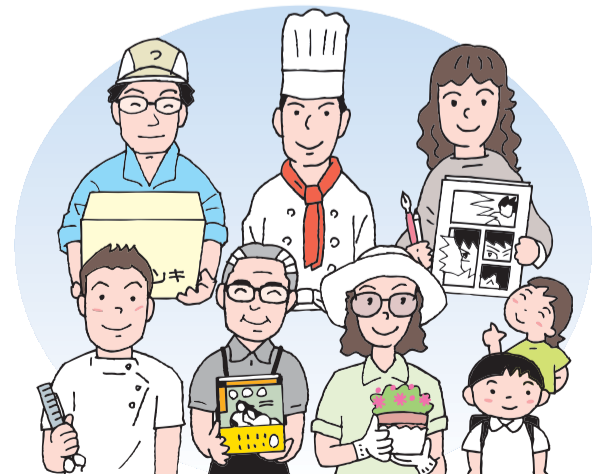
これまで国保税のうち医療保険分は、所得割額・資産割額・均等割額・平等割額の四方式で課税してきましたが、平成28年度からは、所得割額・均等割額の二方式で税額を計算します。

低所得世帯への軽減を拡充

世帯主（国保に加入していない世帯主を含む）と加入者の総所得金額等が一定以下（下表）の世帯は均等割額が軽減されます（7割・5割・2割軽減）。この制度の所得基準額が拡充されました。税額決定時に自動的に計算されるため、申請は不要です。

軽減対象の世帯所得基準額一覧

	平成28年度	平成27年度
7割軽減	33万円以下(変更なし)	33万円以下
5割軽減	33万円+加入者数等×26万5千円以下	33万円+加入者数等×26万円以下
2割軽減	33万円+加入者数等×48万円以下	33万円+加入者数等×47万円以下



問合せ

保険年金課 保険税担当

☎042(346)9530